

平成20年11月25日

株主及び登録株式質権者の皆様へ

東京都武蔵野市境2丁目2番2号  
株式会社 飯田産業  
代表取締役社長 兼井 雅史

### 特別口座を開設する口座管理機関等の公告についてのお知らせ

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の株式を株券電子化後に機構が取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づいて同意いたしました。

これに伴い、当社は、施行日において株主名簿に記載されている株主および質権者の皆様について、機構に対し、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」附則第8条第5項の通知を行い、その特別口座を下記の口座管理機関に開設することとなりました\*ので、その旨「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」附則第8条第1項に基づき、本日日本経済新聞に共同で当社定款第5条による法定公告をいたしましたのでお知らせいたします。

### 記

特別口座を開設する口座管理機関  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社

以上

\* 既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主および質権者の皆様につきましては、施行日後も、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。